

対象年度		令和 5年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		施設整備事業						予算事業名		－			
予 算 科 目	会計	XX	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	水道法				
			XX	XX	XX	XXXX	経常経費						
総合計画体系	住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう						事業の区分		主要事業				
	地球環境にやさしいまちづくり												
	安全・安心な水道水の安定供給						担当課係等		水道課 施設係				
事業期間		継続 (昭和39年度～ 年度)											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
老朽化した本町・林浄水場の施設改修、更新工事を実施することで安全・安心な飲料水を安定的に供給する。							昭和40年に給水を開始しており、本町・林浄水場の施設の更新が必要である。 水道水の濁り（赤水）を解消し、安全な水の安定供給を図る。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
新水道ビジョン・アセットマネジメント（資産管理）・施設台帳の運用 長寿命化・更新計画の策定 老朽施設の更新(本町・林浄水場及び各井戸等)の実施							本町浄水場 林浄水場 及び各井戸等						
							【事業をとりまく環境の変化】 給水に関して、契約者減少、節水型機器の流通、電気料値上げ、県水受水量の増加に伴う深井戸取水の減量及び受水費の増加等、年々課題が増え続け、事業運営は益々厳しくなっている。 また、施設に関しては、水源の構成変更に合わせた施設の見直しや、老朽化対策等が必要である。						
【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】					
本町1号代替井開発工事 本町5号井ポンプ交換工事 本町浄水場マエリングバルブ更新工事 林浄水場気中開閉器及び引込線更新工事 新水道ビジョン総合評価と見直し等業務委託 ほか				本町浄水場次亜塩素注入装置更新工事 林浄水場次亜塩素注入装置更新工事 林浄水場第1配水池水位計更新工事 ほか				本町、林浄水場自動制御盤等更新工事 (R7年度～R9年度までの3箇年) 林浄水場第2配水池スラブ防水工事 本町浄水場受電設備更新実施設計委託 本町浄水場発電機更新実施設計委託 林浄水場配水ポンプ更新実施設計委託 ほか					
■事業費													
				R03年度		R04年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	29,000						
	そ		の		他	105,420	30,851						
	一		般	財	源	0	0						
歳入計 (千円)				105,420		59,851							
歳 出 内 訳	節 (番号 + 名称)			金額 (千円)		金額 (千円)							
	10	需用費		18		0							
	12	委託料		76,494		3,498							
	14	工事請負費		28,908		56,353							
歳出計 (千円) (A)				105,420		59,851							
伸び率 (%)						-43.22							
備 考	予算書 419ページ												
	第6次結城市総合計画 78ページ												

令和 3年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
活動 指標	浄水場内配水池耐震化	m3	目標	8,600.00	8,600.00	8,600.00
			実績	8,600.00	8,600.00	8,600.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	耐震化率	%	目標	100.00	100.00	100.00
			実績	100.00	100.00	100.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	清浄にして豊富低廉な水の供給を図るための施設を整備するための事業であり必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	有形固定資産の適切な維持管理のために、事業体自身が施設整備を実施することは妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	平成28年度に策定したアセットマネジメントを参考に、計画を立てて整備を実施しているため、手段は妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	浄水場運転・施設管理については、施設点検や小修繕等を含めた包括業務委託を行うことにより、コスト並びに人員の効率化が図られている。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第15条第2項に定める、給水を受ける者に対し、常時良質な水を供給するための施設であり、これを整備することによる便益は、公平に受けることができるため偏りはない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	令和3年度に整備した本町・林浄水場施設台帳により、本市と運転及び施設管理委託事業者との間で、運転状況や機器情報の共有が図られつつある。今後、これらの情報を施設整備計画に活かしていくことにより、成果向上につなげることができる。
進捗度	事業の進捗	C 遅れている	平成28年度にアセットマネジメントを策定し、中長期的な施設整備計画を立案できる体制は整っているが、予算及び人員の都合上計画どおりに設備更新が行えておらず、事業の進捗は遅れている状況である。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
運転管理の利便性や安定性を考慮した施設整備を行っていく必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
(1) 令和5年度に予定している、新水道ビジョン改定後、その内容に併せたアセットマネジメント改定とその活用。 (2) 水道事業広域化及び施設運転環境等を考慮した、施設整備設計。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 水道事業創設期に整備された水道施設及び設備等の更新需要が高まる中、水道事業の目標である安全安心な飲料水を安定的に供給するため、結城市水道アセットマネジメントに基づき、収支のバランスを図りながら計画的に施設及び設備の更新を行う。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。